

## 飲食業人材不足等対応支援補助金 実施要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、旭川市が実施する飲食業人材不足対応支援事業補助金の補助事業者として、一般財団法人旭川産業創造プラザ（以下「財団」という。）が、間接補助事業である飲食業人材不足等対応支援補助金（以下「本補助金」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

### （目的）

第2条 本補助金は、これまでの休業要請など新型コロナウイルス感染症の影響を受け人材不足が顕著となっており、社会経済活動が本格化する中であっても十分な営業を行うことができていない恐れのある飲食業において、人材不足を補いサービスを維持向上するための機器導入や、新たなサービス実施のために必要な設備投資を行う事業者に対し旭川市からの間接補助金を交付し支援することを目的とする。

### （対象事業）

第3条 本補助金の対象事業は次の各項並びに各号に掲げるものであって、同一の申請内容で他の期間（国、地方自治体、公益財団等）から補助金をうけておらず、且つ今後受ける予定のない事業とする。

- （1）飲食業務サービスの維持・向上に係る人材不足の課題解決に必要な機器導入など注文の際に使用するタブレット端末を含めたシステムや接客にかかる作業を補う食券販売機の導入、配膳や下げ膳にかかる作業を補う配膳ロボットや食器洗浄機の導入など
- （2）人材不足により取り組めなかった新たなサービス実施のための設備投資など冷凍発送など新たな商品開発を可能とする急速冷凍庫の導入など

### （対象事業者）

第4条 旭川市内又は旭川空港内にて、飲食店を経営している中小企業、個人事業主又は組合等とし、詳しくは、別表1に定めるとおりとする。

### （対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、次のとおりとし、補助対象期間内に支出するものに限る。なお、消費税及び地方消費税を差し引いたものとする。

- （1）設備費
- （2）使用料及び賃借料

### （補助金額）

第6条 本補助金の補助金額は、次のとおりとする。なお、1000円未満の金額については切り捨てとする。

100万円以内（補助率3/4以内）

(補助対象期間)

第7条 本補助金の補助対象期間は、2023年4月1日から2023年12月31日までとする。

(申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、財団の定める日までに、事業申請書(様式第1号)に、別表2に示す関係書類を添付して申請するものとする。

(審査及び決定)

第9条 財団は、前条の申請書を受理したときは、専門家等による審査を経て、申請の採否及び補助額を決定するものとする。

2 財団は、必要があると認めるときは、審査の前に現地調査(審査前ヒアリング)を実施することができる。

3 財団は、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の意見を求めることができる。

(決定の通知)

第10条 財団は、補助申請の採否及び補助採択額を決定したときは、速やかに申請者に通知(様式第2号又は様式第3号)するものとする。

(変更申請等)

第11条 前条の交付決定の通知(様式第2号)を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、事前に財団の指示を受け、変更申請等(様式第4号)を提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業に要する経費の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないおそれのあるときは、速やかに財団に報告し、その指示を受けること。

3 補助対象者は、補助金を補助対象事業以外の用途に支出してはならない。

4 補助対象者は、補助対象事業の進捗状況報告を求められたときは、速やかに財団に報告しなくてはならない。(様式第5号)

(報告)

第12条 補助対象者は、補助対象事業が完了し、補助対象経費の支払いを終えたときは、事業完了後30日以内、且つ2024年1月5日までに、事業完了報告書(様式第6号)、事業実績報告書(様式第6号-1)及び事業精算書(様式第6号-2)に支出証拠書類の写しを添えて、財団に提出するものとする。

(補助金額の確定)

第13条 財団は、前条の規定による事業完了報告書の提出があった場合で、報告書の検査及び必要に応じて行う実地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、飲食業人材不足等対応支援補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、第1項の確定通知書を受領後、速やかに飲食業人材不足等対応支援補助金請求書（様式第8号）を財団に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 補助対象者が本補助金を他の用途に使用し、その他本補助金交付決定内容、又はこれに付した条件に相違していると認められるときは、財団は本補助金の交付の全部、又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、対象事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用する。

3 財団は、補助金交付決定の全部、又は一部を取消した事業者に対し、補助金の返還を命ずることができる。

（帳簿等の整備）

第15条 補助対象者は、対象事業の経理についてその他の経理と明確に区分し、その収支の事実を明らかにするとともに、その会計簿及び収支に関する証拠書類等を事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（取得財産等の管理）

第16条 補助対象者は、補助事業が完了した後も本補助事業により取得した機械等の財産、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、取得財産等が破損され又は、滅失したときは、その旨を財団に書面により報告しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 補助対象者は、取得財産等で次の各号に掲げるものについて、補助金の交付目的に反し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ財団に書面による申し出をし、指示を仰がなければならないものとする。ただし、当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）等を勘案して定める期間）を経過したときは、この限りではない。

（委任）

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

この要領は、2023年7月28日から施行する。

別表 1 対象事業、対象事業者、対象経費及び対象金額

対象事業	対象事業者	対象経費	対象金額 (補助率)																							
<p>① 飲食業務サービスの維持・向上に係る人材不足の課題解決に必要な機器導入など</p> <p>② 人材不足により取り組めなかった新たなサービス実施のための設備投資など</p>	<p>以下の要件をすべて満たすもの。</p> <p>(1) 旭川市内又は旭川空港内にて、飲食店を営んでいる中小企業、個人事業主又は組合等で、飲食物を特定の場所で飲食させる施設を有し、当該施設における飲食に対して「消費税の標準税率(外食 10%)」を適用している。(表1、表2)</p> <p>(2) 食品衛生法第55条(旧第52条の喫茶店の営業許可を含む)の規定による飲食店の営業許可(催事、臨時は対象外)を有している。</p> <p>(3) 旭川市の市税を滞納していない。(旭川市発行の「市税の滞納のないこと」の証明が必要)</p> <p>(4) 同一の申請内容で他の機関(国、地方自治体、公益財団法人等)から補助金を受けておらず、且つ今後受ける予定もない。</p> <p>(5) 中小企業又は個人事業主は資本金又は従業員数(常勤)が、以下の表1の数字以下であること。組合等は、表2に該当すること。</p> <p>表1 業種別の資本金又は常用従業員数</p> <table border="1" data-bbox="465 879 1382 1166"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金</th> <th>常用従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業その他</td> <td>3億円</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>小売業、サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)</td> <td>5,000万円</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く)</td> <td>3億円</td> <td>900人</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業又は情報処理サービス業</td> <td>3億円</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円</td> <td>200人</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 組合等</p> <table border="1" data-bbox="456 1241 1382 1337"> <thead> <tr> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、中小企業者の事業の共同化のための組織その他中小企業に関する団体</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金	常用従業員数	製造業、建設業、運輸業その他	3億円	300人	卸売業	1億円	100人	小売業、サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人	旅館業	5,000万円	200人	対象	事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、中小企業者の事業の共同化のための組織その他中小企業に関する団体	<p>(1)設備費 (2)使用料及び賃借料</p>	<p>100万円以内 (3/4以内)</p>
業種	資本金	常用従業員数																								
製造業、建設業、運輸業その他	3億円	300人																								
卸売業	1億円	100人																								
小売業、サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人																								
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人																								
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人																								
旅館業	5,000万円	200人																								
対象																										
事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、中小企業者の事業の共同化のための組織その他中小企業に関する団体																										

<補助対象外のもの>

ただし、以下の者は補助対象となりません。

- キッチンカーやデリバリー、テイクアウト専門店等で、飲食物を特定の場所で飲食させる施設を有しない飲食店
- 特定の者（ホテルの宿泊者、介護施設の入居者、会社の社員等）のみを対象とする飲食店
- フランチャイザー
- フランチャイザーから設備等を導入するフランチャイジー
- 同一事業者とみなす法人・個人・組合（※1）からの重複した申請
- みなし大企業（※2）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項、又は同条第13項の規定に該当する者
- 旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号、同条第2号、又は同条例第7条第1項の規定に該当する者
- 政治団体、もしくは宗教上の組織又は団体
- その他、補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用する者

※1「同一事業者とみなす法人・個人・組合」は次の①～③のいずれかに該当する者としてします。

- ① グループ会社や関連（関係）会社
- ② 同一人物が役員等を兼務し、議決権の保有等により財務・営業・事業の方針の決定に重要な影響を与えることができる企業・事業主・組合
- ③ その他、事業実態に鑑みて当財団が同一事業者と判断する者

※2「みなし大企業」とは次の④～⑧のいずれかに該当する者としてします。

- ④ 発行済株式の総数又は出資価格総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ⑤ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- ⑥ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業者
- ⑦ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を④～⑥に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑧ ④～⑥に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

別表2 申請必要書類

対象事業者	必要書類
創業（開業）後1度以上確定申告を済ませている個人	(1)申請書（様式第1号）・事業計画書（様式第1号-1） (2)飲食店又は喫茶店の営業許可証 (3)店内の飲食スペースの画像 (4)直近の確定申告書及び決算書 (5)「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (6)誓約・確認書(様式第9号)
創業（開業）後1度以上確定申告を済ませている法人	(1)申請書（様式第1号）・事業計画書（様式第1号-1） (2)飲食店又は喫茶店の営業許可証 (3)店内の飲食スペースの画像 (4)履歴事項全部証明書 (5)直近の確定申告書及び決算書 (6)「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (7)誓約・確認書(様式第9号)
創業（開業）後1度も確定申告を済ませていない個人	(1)申請書（様式第1号）・事業計画書（様式第1号-1） (2)飲食店又は喫茶店の営業許可証 (3)店内の飲食スペースの画像 (4)創業計画書 (5)個人事業の開業・廃業等届出書 (6)「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (7)誓約・確認書(様式第9号)
創業（開業）後1度も確定申告を済ませていない法人	(1)申請書（様式第1号）・事業計画書（様式第1号-1） (2)飲食店又は喫茶店の営業許可証 (3)店内の飲食スペースの画像 (4)履歴事項全部証明書 (5)創業計画書 (6)直近の確定申告書 ※法人成りの場合 (7)「市税の滞納のないこと」の納税証明書 (8)誓約・確認書(様式第9号)





事業計画書

■申請者

商号又は名称			
業 種		創業・設立	年 月 日
資本金 (法人の場合)	千円	従業員数	名
連絡者	所 属		職 氏 名
連絡先	T E L		F A X
U R L	http://		
E - mail			
会社概要及び 内外環境分析			

申請者概要 (※法人のみ)

株主及び出資者			
主な株主又は出資者		大企業の確認 及び出資比率	
①		<input type="checkbox"/>	%
②		<input type="checkbox"/>	%
③		<input type="checkbox"/>	%
④		<input type="checkbox"/>	%
⑤		<input type="checkbox"/>	%

役員一覧表			
役職名	氏名	大企業の確認 及び会社名	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	

※枠内に収まらない場合は別紙で提出して下さい。



3. 補助事業実施（課題解決）によって期待される効果

---

■事業費

(1) 経費明細書

(単位：円)

経費区分 (対象経費の区分)	(A) 事業に要する 経費 (税込みの額)	(B) 補助対象経 費 (税抜き額)	(E) 積算基礎 ((A) 事業に要する経費の内訳 (機械装置名、単価×数量等))	設備等の設置住所 (旭川市春光5-1 等)
合 計 額				

(2) 資金調達内訳

(単位：円)

<補助事業全体に要する経費調達一覧>

<補助を受けるまでの資金>

区分	事業に要する経費	資金の調達先
自己資金		
補助申請額		
借入金		
その他		
合 計 額		

区分	補助申請額内訳	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
補助申請額		

■収益計画

(1) 今後3年間の収益計画

(単位：千円)

項 目	直近の 決算年度 年 月	1年後 年 月	2年後 年 月	3年後 年 月
売上高 (a)				
売上原価 (b)				
売上総利益(c) = (a)-(b)				
経費 (d) = (e)+(f)				
人 件 費 (e)				
その他の経費 (f)				
営業利益(g) = (c)-(d)				

(2) 収益計画の算出根拠

--

--

■補助金等採択及び申請実績（過去3年間）

年度	補助事業名	事業計画名	補助金額

- ※ 様式1号-1事業計画書の記入欄は適宜調整し、8ページ以内で作成してください。
- ※ 必要な参考資料等を添付してください
- ※ 説明資料等や図面等があれば添付してください。
- ※ 提出された申請書類等は返却いたしませんので必ず控えを保管ください。

様

一般財団法人旭川産業創造プラザ  
理事長 新 谷 龍 一 郎

飲食業人材不足等対応支援補助金に係る通知書（交付決定）

年 月 日付けで申請のあった飲食業人材不足等対応支援補助金について、次のとおり交付の決定をしたので、飲食業人材不足等対応支援補助金実施要領（以下「要領」という。）第 10 条の規定に基づき通知します。

1 対象事業計画名

2 補助採択額 金 円

※上記金額は補助対象経費か否かの審査をしたものではありません。募集要領に記載の通り、補助対象経費となる設備費は、事業遂行に必要な機械設備等の導入及び据付け（設備導入と一体で捉えられる軽微なもの）に限り、それ以外の工事費等（電気工事費、配管工事費等）は補助対象外となります。

ただし、次の条件を付します。

(1) 完了報告書の提出について

事業完了後は、要領第 12 条の規定に基づき補助事業が完了した日から 30 日以内に、飲食業人材不足等対応支援補助金完了報告書（様式第 6 号）を提出してください。ただし、提出期限は、2024 年 1 月 5 日を越えないこととします。

(2) 調査等の実施について

要領に基づき必要と認めるときは、関係書類の提出を求め又は実地調査を実施します。

(3) 補助金額の確定について

実績報告書の内容の審査及び上記（2）の必要に応じて行う実地調査等の結果を踏まえ、その報告に係る事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき、交付する補助金額を確定します。

(4) 事業の内容の変更について

申請した補助事業の内容に変更があるときは、要領第 11 条の規定に基づき変更申請を行い、当財団の指示又は承認を受けてください。

(5) 交付決定の取消し、補助金の返還について

事業の申請や執行等が不相当と認められるときは、要領第14条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消し、要領第14条第2項の規定に基づき既に補助金を交付しているときは、その返還を命じることがあります。

様式第3号

旭産創 第 号  
年 月 日

様

一般財団法人旭川産業創造プラザ  
理事長 新谷龍一郎

飲食業人材不足等対応支援補助金に係る通知書

年 月 日付けで申請のあった飲食業人材不足等対応支援補助金について、不採択となりましたので、飲食業人材不足等対応支援補助金実施要領（以下「要領」という。）第10条の規定に基づき通知します。

今後の貴社の益々のご発展を心より祈念いたします。



様式第 4 号

飲食業人材不足等対応支援補助金 変更申請書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ  
理事長 新 谷 龍 一 郎 様

(申請者)  
所在地  
企業等名称  
代表者職氏名

年 月 日付旭産創第 号で交付の決定を受けた飲食業人材不足等対応支援補助金の対象事業に関し、次のとおり変更することについて承認を受けたいので、飲食業人材不足等対応支援補助金実施要領第 11 条の規定により申請します。

補助事業計画名

補助採択額 金 円

1 変更理由

2 変更内容

- 注 1 この様式は、対象事業等の内容変更、対象事業等に要する経費の配分の変更等の承認申請の場合に使用すること
- 2 「 年 月 日付旭産創第 号」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
- 3 この様式に添付する関係書類は、交付申請の際の関係書類の様式（「事業計画書」（様式第 1 号-1））によるものとし、計画書の変更については下線で追記し、予算書の変更は変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

様式第 5 号

飲食業人材不足等対応支援補助金に係る事業進捗状況報告書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ  
理事長 新谷龍一郎様

(申請者)  
所在地  
企業等名称  
代表者職氏名

年 月 日付旭産創第 号により通知のあった飲食業人材不足等対応支援補助金の進捗状況について、飲食業人材不足等対応支援補助金実施要領第 11 条第 4 項の規定により報告します。

- 1 補助事業計画名
- 2 補助事業の進捗状況（詳細を記入 別紙対応可）
- 3 今後の概要とスケジュール（詳細を記入 別紙対応可）
- 4 事業費の支出状況（区分ごとの詳細を記入 別紙対応可）
- 5 添付資料（写真等）

様式第 6 号

飲食業人材不足等対応支援補助金完了報告書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ  
理事長 新 谷 龍 一 郎 様

(申請者)  
所在地  
企業等名称  
代表者職氏名

年 月 日付旭産創第 号で交付の決定を受けた飲食業人材不足等対応支援補助金の対象事業が完了したので、飲食業人材不足等対応支援補助金実施要領第 1 2 条の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助事業計画名

補助採択額 金 円

- 1 事業実績報告書 別紙 様式第 6 号 - 1
- 2 事業精算書 別紙 様式第 6 号 - 2

事業実績報告書

商号又は名称	
所在地	
代表者職氏名	
担当者	担当者職氏名
	電話 <span style="float: right;">FAX</span>
	E-mail <span style="float: right;">@</span>
事業計画名	
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業実施結果	
実施による効果	
備考	

※枚数制限はありませんので、記入欄は適宜調整してご使用ください。

※本事業に係る写真、パンフレット、新聞・雑誌等の記事があれば添付してください。

事業精算書

申請者：

事業費内訳 (経費区分別支出管理表 合計)				
経費区分	事業予算額 (事業計画書の 経費明細額)	事業精算額 (補助対象経費の 消費税込みの額)	事業精算額 (補助対象経費の 消費税抜き額)	補助金交付申請額 補助対象経費の4/5以内  (※1,000円未満切り捨て)
合計				
資金計画				
区分	事業予算額 (事業計画書の 経費明細額)	事業精算額 (補助対象経費の 消費税込みの額)	適用	
自己資金				
補助金			一般財団法人 旭川産業創造プラザ	
借入金				
その他				
合計				

2023年度 飲食業人材不足等対応支援補助金 経費区分別支出管理表

証票番号	補助対象経費 (消費税込みの額) ※実際の支出額	補助対象経費 (消費税抜き額)	支払先	支払日付	支出内容
- 1					
- 2					
- 3					
- 4					
- 5					
- 6					
- 7					
- 8					
- 9					
- 10					
- 11					
- 12					
- 13					
- 14					
- 15					
- 16					
経費区分計					

旭産創 第 号  
年 月 日

様

一般財団法人旭川産業創造プラザ  
理事長 新谷 龍一郎

飲食業人材不足等対応支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった飲食業人材不足等対応支援補助金完了報告書について、内容等を検査した結果、次のとおり補助金額を確定したので、飲食業人材不足等対応支援補助金実施要領第13条第1項の規定に基づき通知します。

補助事業計画名 \_\_\_\_\_

補助採択額 金 \_\_\_\_\_ 円

確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

飲食業人材不足等対応支援補助金請求書

年 月 日

一般財団法人旭川産業創造プラザ  
理事長 新谷龍一郎様

(申請者)  
所在地  
企業等名称  
代表者職氏名 ⑩

年 月 日付旭産創第 号により確定通知を受けた標記の補助金について、飲食業人材不足等対応支援補助金実施要領第13条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 補助事業計画名 \_\_\_\_\_
- 2 補助採択額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(確定額)
- 4 振込先口座 \_\_\_\_\_ (銀行, 信用金庫, 信用組合) 店
- 口座番号 (当座・普通) \_\_\_\_\_
- 口座名義 (カナ) \_\_\_\_\_



様式第9号

## 誓約・確認書

一般財団法人旭川産業創造プラザ  
理事長 新谷龍一郎様

飲食業人材不足等対応支援補助金募集要領の記載内容を理解し、その内容を遵守するとともに、申請書（関係書類含む）に虚偽の記載がないことを誓約します。

年 月 日

氏名（法人の場合は、名称・代表者職氏名）

印

---

（署名又は記名押印）